



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
<福利厚生>は
『ゆとりーと共済』に
ゆとりーと共済事務局
TEL 06-4309-2315

1 ◆大阪府【産業別】最低賃金のお知らせ◆

最低賃金の件名	時間額(発行年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,177円 (令和7年10月16日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特 定 最 低 賃 金 件 名	時間額(発行年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,191円 (令和7年12月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、 18歳未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業	1,185円 (令和7年12月1日)	(1)18歳未満又は 65歳以上の方
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	1,180円 (令和7年12月1日)	(2)雇入れ後3月未 満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付け の業務に主として従 事する方
はん用・生産用・業務用機械器具 製造業、暖房装置・配管工事用附 属品、金属線製品製造業、船舶製 造・修理業、船用機関製造業	1,197円 (令和7年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ワイヤーハーネスの製造に係る業務 のうち、手工具若しくは小型動力工具 を使用して行う組線、取付け、かしめ 又は刻印の業務
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具・情報通信機械器 具製造業	1,197円 (令和7年12月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のう ち、手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務
自動車・同付属品製造業	1,194円 (令和7年12月1日)	
自動車小売業	1,177円 大阪府最低賃金を適用 (令和7年10月16日)	備 考 (注)地域別最低賃金と特定賃金の両方の適用を受け る場合には、高いほうの最低賃金が適用されます。

2 ~事業主のみなさまへ~

相談窓口をご活用ください

外国人の相談窓口のご案内

東大阪市には約24,000人の外国人住民が暮らしておられます。

市では、外国人への情報提供や相談対応を多言語で行う「多文化共生情報プラザ」を市役所本庁舎16階に設置しています。国や大阪府にも相談窓口がありますので、事業主や外国人労働者のみなさまで、お困り事などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

◆ 東大阪市多文化共生情報プラザ

東大阪市の外国人相談窓口

TEL: 06-4309-3311 FAX: 06-4309-3823
Email: bunkoku.plaza@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市荒本北1-1-1 市役所本庁舎16階 月曜～金曜 9時～17時30分



◆ 大阪府外国人情報コーナー

大阪府の外国人相談窓口

TEL: 06-6941-2297
Email: jouhouc@ofix.or.jp

大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか 5階
公益財団法人大阪府国際交流財団内

WHY?



◆ 入国や在留（ビザ等）の相談窓口

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL: 0570-013904
月曜～金曜 8時30分～17時15分



大阪出入国在留管理局

TEL: 0570-064-259
大阪市住之江区南港北1-29-53 月曜～金曜 9時～16時



◆ 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）

政府の外国人相談窓口

TEL: 0570-011000 月曜～金曜 9時～17時
東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階



3 『企業採用担当者向けセミナー』受講者大募集！！！

採用業務の

生成 AI 活用法

「AI採用部長」を生成！

オンライン開催

採用業務を効率化！

参加費無料！

採用担当の「人が足りない」「時間がない」「資料作りが追いつかない」を解消する実践型の生成 AI 活用セミナーです。

Google の生成 AI「Gemini」と情報整理 AI「NotebookLM」を活用し、会社説明スライド・求人票・企業紹介文など、これまで時間がかかっていた採用関連の業務を驚くほど効率化する方法を実例で紹介します。

👉こんなお悩みをお持ちの企業におすすめです。

- AI活用の一歩を踏みだしたい方
- AI導入に不安を感じる方
- 自社の魅力を伝える採用資料を作りたい方
- 自社の魅力発信に課題がある方



日 時	2025年12月11日(木曜日) 14:00~15:30		
開催方法	オンライン開催	費 用	無 料
講 師	 <p>講師：浜口 桂 氏 (はまぐち かつら) 経営コンサルタント（中小企業診断士） キャリアカウンセラー（CDA） 京都産業大学・神戸女学院大学・大阪人間科学大学・四天王寺大学 各非常勤講師 大阪府・兵庫県・京都府・商工会連合会など 多数の自治体・団体・企業で、採用・就活に 関するセミナーやAI活用の勉強会などを実 施中。</p>		
主 催	モノづくり・ラグビーのまち  東大阪市	 あなたの「働きたい」にスイッチON! 就活ファクトリー東大阪	

★申込はコチラ👉👉👉👉👉

右記二次元コードを読み取るか、下記アドレスよりアクセスしていただき、表示された入力フォームに必要事項を記入し参加登録をお願いいたします。

<https://shukatsu-higashiosaka.jp/company-seminar-form/>

◆問合せ：就活ファクトリー東大阪

TEL 06-4306-5360 FAX 06-4306-5160

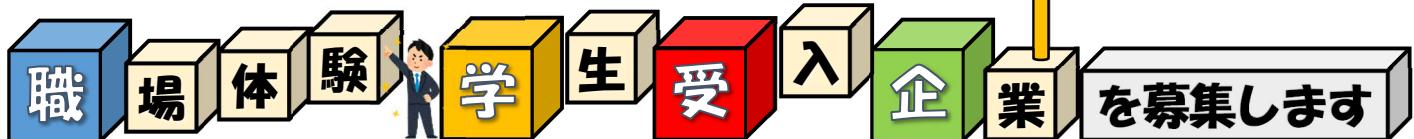
ホームページ👉 <http://www.shukatsu-higashiosaka.jp>



セミナー申込フォーム

全業種対象

東大阪市補助金事業



東大阪商工会議所では、将来の地域産業界を支える人材育成を目的に、学生の就業体験を促進する「**インターンシップ支援事業**」に取り組んでいます。

これまで製造業を対象としておりましたが、2026年度より**全業種**を対象とすることとなりました。

つきましては、**職場体験を希望する学生の受入企業を募集します。**

※なお、後日受入企業の企業概要や職場体験スケジュールをまとめたガイドブックを作成いたします。

↓ ガイドブック内容は以下のとおりです。 ↓

- ① 企業概要(事業内容、所在地、電話番号、代表者、ホームページアドレス、従業員数、資本金など)
- ② 対象学生 ③ 募集人数 ④ 就業時間・場所 ⑤ 職場・研修内容 ⑥ PRなど

募集件数

130社 (定数になり次第締め切ります)



申込締切

2025年12月23日(火曜日)

備 考

- 1) お申込み頂いた事業者様には、後日ガイドブック作成や校正に関するお手続きをe-mailにてご連絡いたします。
- 2) ガイドブックの発刊は、2026年3月下旬を予定しております。

お問合せ

東大阪商工会議所 企画調査部

電話 06-6722-1151

Webページからも
申し込みできるよ

2次元コードはこちら





仕事と介護を両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を応援！

「両立支援等助成金」を活用しませんか

- ▶ 高齢化の進行に伴い、働きながら介護を担うビジネスケアラーの増加が深刻化しています。政府の調査によると年間10万の方方が介護離職しており、特に中核となる40代から50代の人材を失うことは経営上大きな問題となります。
- ▶ そこで、活用できるのが両立支援等助成金です。「介護離職防止支援コース」の利用で中核人材の離職を防止することができます。助成金は、円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合などに中小企業事業主のみが受給できる助成金です。

1. 助成金が支給されるのは以下の3つ取組みです。

(1) **介護休業**：介護支援プラン(※)を作成し、プランに基づき労働者が連続5日以上の介護休業を取得し、職場復帰した場合

※介護支援プランとは、労働者の介護休業取得・職場復帰を円滑にするため、労働者ごとに事業主が作成する実施計画です。介護休業取得者の業務の整理や引き継ぎの実施方法などを盛り込みます。

(2) **介護両立支援制度**：介護支援プランを作成し、プランに基づき介護のための介護両立支援制度(※)を労働者が一定基準以上利用した場合

※介護両立支援制度とは、所定外労働の制限制度/時差出勤制度/深夜業の制限制度/短時間勤務制度/在宅勤務制度/フレックスタイム制度/法を上回る介護休暇制度/介護サービス費用補助制度です。

(3) **業務代替支援**：対象労働者が連続5日以上の介護休業を取得し、業務代替要員を新規雇用または派遣で受け入れた場合。労働者が連続5日以上の介護休業を取得し、または短時間勤務制度を合計15日以上利用し、業務を代替する者への手当支給等を行った場合

要件	支給額	支給人数/回数
(1)介護休業	40万円 ※連続15日以上の場合、60万円	1事業主5人まで
(2)介護両立支援制度	制度を1つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合20万円(30万円) 制度を2つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合25万円(40万円) ※()内は合計60日以上の制度利用の場合	
(3)業務代替支援	◆新規利用 20万円(30万円)◆手当支給等(介護休業) 5万円(10万円) ◆手当支給等(短時間勤務) 3万円 ※()内は連続15日以上の休業の場合	
環境整備加算:10万円 ※1事業主あたり1回に限り加算		

◆◇お問合せ◇◆ 大阪労働局雇用環境・均等部 企画課 TEL06-6941-4630

2. 介護・育児休業法や雇用保険法では、介護休業制度と介護休業給付金、介護休暇制度を設けています。

介護休業	労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を取得できます。雇用保険の被保険者は、一定の要件を満たすと介護休業給付(賃金の67%)を受給できます。
介護休業給付	
介護休暇	要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日又は時間単位で休暇を取得できます。

◆◇お問合せ◇◆

「介護休業・介護休暇」  大阪労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL06-6941-8940
 「介護休業給付」  ハローワーク布施 TEL06-6782-4221